

テレワークの一部解除について

緊急事態宣言が一部解除されたことから、当該地域内の事業所におけるテレワークを3月1日（月）から解除いたします。

※解除する事業所：名古屋支店、大阪支店、九州支店および管下営業所、事務所

なお、テレワークを継続する事業所へのご連絡は、引続き下記によりお願いいたします。

関係各位にはご迷惑をおかけしますが、今後も社会の安全確保のために感染拡大防止に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

1. 実施期間：令和3年1月8日（金）から3月7日（日）まで
2. 継続する事業所：本社、神田オフィス、西ヶ原オフィスおよび管下営業所、事務所
3. ご連絡方法
 - ①事業所への電話およびFAXはご遠慮いただき、担当者あてのメールにて直接ご連絡くださいますようご協力ください。
 - ②担当部署または担当者をご不明の場合は、下記の[千代コン・テレワーク総合窓口]からご連絡ください。
 - ③郵送またはFAXでご連絡いただいた場合、対応に時間を要することがございますのでご了承ください。

令和3年3月1日

株式会社千代田コンサルタント

[千代コン・テレワーク総合窓口]

Contact_tw@chiyoda-ec.co.jp